別紙（第7条関係）

社会福祉法人セイワ　介護老人福祉施設すえなが　利用料金

【通所介護】

令和8年6月1日現在

運営規程　第7条2・3項関係

1．介護報酬に係る費用

項目		要介護状態区分	介　護　報　酬		利用者負担額		
①基本額	種別：通常規模型通所介護　1回につき		単 位	金額（10割）	（1割負担）	（2割負担）	（3割負担）
	6時間以上7時間未満	要介護　1	584単位	6,260円	626円	1,252円	1,878円
		要介護　2	689単位	7,386円	739円	1,478円	2,216円
		要介護　3	796単位	8,533円	854円	1,707円	2,560円
		要介護　4	901単位	9,658円	966円	1,932円	2,898円
		要介護　5	1,008単位	10,805円	1,081円	2,161円	3,242円
②加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22単位	235円	24円	47円	71円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18単位	192円	20円	39円	58円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6単位	64円	7円	13円	20円
	入浴介助加算（Ⅰ）	対象者のみ1日につき	40単位	428円	43円	86円	129円
	入浴介助加算（Ⅱ）		55単位	589円	59円	118円	177円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	対象者のみ1日につき	56単位	600円	60円	120円	180円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ		76単位	814円	82円	163円	245円
	個別機能訓練加算（Ⅱ）		20単位	214円	22円	43円	65円
	若年性認知症利用者受入加算	対象者のみ1日につき	60単位	643円	65円	129円	193円
	ADL維持等加算（Ⅰ）	1月につき	30単位	321円	33円	65円	97円
	ADL維持等加算（Ⅱ）	1月につき	60単位	643円	65円	129円	193円
	科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	428円	43円	86円	129円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	1か月の総単位数×12．0%×10．72の1割分または2割分または3割分					

利用者負担額の計算方法	①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10．72円（川崎市の地域加算）－9割分またはか8割分または7割分（小数点以下切り捨て）＝利用者負担額（1割分または2割分または3割分） ただし金額は小数点以下切り捨てなので、多少誤差が生じることがあります。

運営規程　第7条4項関係

2．その他の費用（利用者負担10割分）

食費　1回につき（食材料費＋調理費相当）	647円
おむつ代（利用者が自ら持ち込む物品以外）	実費（1枚　150円位）
通常の事業実施地域外に居住する利用者が通所介護を希望する場合の送迎費	実費（公共交通機関相当額）
希望により通常の利用時間を超えて通所介護を提供する場合に要する費用	実費（介護報酬相当額）
キャンセル料　（利用当日にキャンセルする場合）　1回につき	350　円